

議案第5号

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体間において協議のうえ定めることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月21日提出

沼田市長 星 野 稔

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、群馬県市町村公平委員会共同設置規約を下記のとおり変更することについて協議する。

記

群馬県市町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約

群馬県市町村公平委員会共同設置規約（令和2年4月1日）の一部を次のように改正する。

別表中「烏帽子山植林組合」を「烏帽子山植林組合 桐生地域医療企業団 邑楽館林医療企業団」に、「邑楽館林医療企業団 利根東部衛生施設組合」を「利根東部衛生施設組合 富岡地域医療企業団」に改める。

附 則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。